

○ 個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年四月十五日）第四条第十四項の規定に基づき、平成第六十八号（平成二十一年四月十五日）に施行した個人向け国債告示第百四十七号

平成二十一年四月二十五日

財務大臣

与謝野馨

基年賃料の交付年金の額の算定に当たるとき、支払を算出するときは、支払は、支払日より算出日までの間の利息を算出し、支払額を算出する。支払額は、支払日より算出日までの間の利息を算出し、支払額を算出する。

一　名稱及び記號
二　法律及の根柢
三　法規の適びそ拠
四　發行額
五　最低額面金
六　振替単位

期た期平年額平す額の振替記載の規定による最低額面金とし、支払を算出するときは、支払は、支払日より算出日までの間の利息を算出し、支払額を算出する。

十九八七
初利發行利子
期率単位
利価格

十七

十
六
五
四
三
二十一
一の中
特途
例換
金の中
取
扱
い
払
途
込
換
場
所
払
込
期
日
償
還
金
額
限後
第
の
利
子
以

条法みのと受す) (向前×ひ譲す次う三中日平額平利てを毎
 の律、居き益る第昭け号 $\frac{1}{10} \times \frac{8}{0}$ 金回るのこ年途本成面成子、支年四月
 十第地住に者特二和国に \times 額金。算と四換銀二金二支をそ払期
 九六方すはを別十二債よ $\frac{1}{4}$ 一額式と月金行十額十支の期月
 第十自るそ含障一十をる $\frac{1}{4} + \frac{1}{4}$ にし十のの一百六払日と十五
 一七治市のむ害条五有取 $\frac{1}{4} + \frac{1}{4}$ によ、五買本年円年う以し、日
 項号法町相。者の年す扱 $\frac{1}{4} + \frac{1}{4}$ りそ日取店四に四。前、日
 の) (村続) 扶四法るい $\frac{1}{4} + \frac{1}{4}$ 算の以り又月つ月六各及
 指第昭(人が養第律者)の $\frac{1}{4} + \frac{1}{4}$ 出買後はは十き十月支び \times て号支
 定二和特が、信一第一ほ $\frac{1}{4} + \frac{1}{4}$ し取に、支五百五間払十月
 都百二別、死託項七相か $\frac{1}{4} + \frac{1}{4}$ た金お平店日円日に期に十
 市五十区又亡契に十続、 $\frac{1}{4} + \frac{1}{4}$ 金額い成属にお五
 に十二をはし約規三税個 $\frac{1}{4} + \frac{1}{4}$ 額はて二するい日
 あ二年含そたの定号法人 $\frac{1}{4} + \frac{1}{4}$ と、行十規下

額	回	金	額	\times	0	.71	100
回	金	額	\times	2	1	0	2

定、
 す
 そ
 る
 号
 期
 及
 営
 日
 に
 第
 十
 つ
 い
 二
 号
 支
 同
 に
 払
 じ
 お
 う
 。
 い
 て
 以
 。規
 下

つては、当該市又は当該市、災害救助法（昭和二十二年法律第百八号）による救助の行わかれ百八人が、当該災害にかかる災害が発生し、当該個人向けに買取金額は、次の区分に応じ、その買取金額は、次の算式により算出した。

(一) 金額とする。平成二十二年十月十五日から平成二十三年四月十五日前までの間の場合

額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (利子に相当する金額 × $\frac{80}{100} \times 3$ + 経過利子に相当する金額)

(二) 平成二十二年四月十五日から平成二十二年十月十五日前までの間の場合

額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (利子に相当する金額 × $\frac{80}{100} \times 2$ + 経過利子に相当する金額)

(三) 平成二十二年四月十五日から平成二十二年十月十五日前までの間の場合

額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (利子に相当する金額 $\times \frac{80}{100}$ + 経過利子に相当する金額)

(四) 平成11年1月10日以前の場合は、額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (利子に相当する金額 $\times \frac{80}{100}$ + 経過利子に相当する金額)

十八 払場所元利金支